

# 中国税務速報

2013年5月20日

## ●1 非居住者企業の中国人員派遣に関わる役務提供の企業所得税徴収について

国家税務総局は2013年4月19日付で、「国家税務総局:非居住者企業派遣人員の中国国内における役務提供で徴収する企業所得税に関する問題についての公告」(国家税務総局公告「2013」第19号)を公布し、中国企業所得税法及びその実施条例及び租税協定等の規定に基づき、派遣人員の中国における役務提供に関わる企業所得税問題について明確にしました。

非居住者 (「派遣企業」) の派遣人員が中国国内で役務を提供するにあたり、派遣企業が派遣人員の仕事の結果の一部或いは全ての責任とリスクを負担し、派遣人員の業績を評価すれば、当該派遣企業は中国国内にて機構、場所を設立し役務を提供したとみなされます。

ただし、派遣企業が受入企業への株主権利行使、合法的な株主権益保障のためだけに人員を派遣し、中国国内で役務を提供する場合、派遣人員が派遣企業のために、受入企業に関連アドバイスや受入企業の株主会或いは董事会への参加などの活動を行えば、当該活動が受入企業で行われたことを根拠に中国国内にて機構、場所あるいは常設機構を有するとは認定されません。

当公告は2013年6月1日より施行されることとなります。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12303077.html

#### ●2 ホテル業及び飲食業納税者の非現場消費食品販売に関わる増値税について

国家税務総局は4月22日付で、「ホテル業及び飲食業納税者の非現場消費食品販売の増値税に関する問題の公告」(国家税務総局公告「2013」第17号)を公布し、ホテル業及び飲食業納税者の非現場消費食品の販売は常に発生する増値税課税行為ではないと見なされ、「増値税実施条例」第29条の規定に従い、小規模納税者として増値税を納付することができると明確にしました。

当公告は2013年5月1日より施行されることとなりました。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12302883.html

## ●3 政府の土地改造プロジェクトへの投資に関わる営業税

国家税務総局は4月15日付で、「納税者の政府の土地改造プロジェクトへの投資に関わる営業税の公告」(国家税務総局公告「2013」第15号)を公布し、投資者が地方政府と合作し、土地改造プロジェクトに投資した場合、土地の譲渡価格が投資金額を下回れば、投資者が欠損を負担します。

一方、譲渡価格が投資金額を上回れば、投資者の行為が営業税の課税範囲に属せず、取得した収益 にも営業税がかかりません。

ただし、計画設計業務及び建築業業務の提供により取得した収入は、法規に従い、営業税が課税されると明確にしました。

当公告は2013年5月1日より施行されることとなりました。

http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12286261.html



## ●4 「外債登記管理弁法」の公布

国家外貨管理局は 2013 年 5 月 2 日付で、「外債登記管理弁法」(匯発「2013」19 号)を公布し、2013 年 5 月 13 日より施行されることになりました。

従来の外債登記制度と変更したところは、以下のようにまとめてみました。

- ①外債専用口座の開設について、従来の外貨管理局の審査・認可が廃止され、取引銀行 が関連資料を審査した上で開設できるようになりました。
- ②外債の人民元転に係る外貨管理局の審査・認可が廃止され、申請者が直接銀行にて 手続きを実施できるようになりました。
- ③外債の元利金返済に係る外貨購入・対外支払手続きの外貨管理局の審査・認可が廃止 され、申請者が直接銀行にて手続きを実施できるようになりました。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe\_web\_store/safe\_web/zcfg/zbxmwhgl/jwtzwhgl/node zcfg zbxm kjzwzw store/6cf4e7004f78fa898d32dfaab946bc13/

## ●5 「税関特殊管理区域外貨管理弁法」の公布

国家外貨管理局は 2013 年 5 月 3 日付で、「税関特殊管理区域外貨管理弁法」(匯発「2013」15 号)を公布し、2013 年 6 月 1 日より施行されることになりました。

当該通達により、税関特殊管理区域の範囲を「保税区、輸出加工区、保税物流園区、クロスボーダー工業区、保税港区、綜合保税区等の特定区域」と明確にしました。

また、外貨管理局のその他の規定がないかぎり、区内機構間の外貨取引は区外の外貨管理規定に基づき処理しなければなりません。

なお、取引の貨幣について、下記のように明確にしました。

①区内←→区外 貨物貿易取引 人民元或いは外貨

役務貿易取引 人民元

②区内←→区内 人民元或いは外貨

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe\_web\_store/safe\_web/zcfg/tsjjqywhgl/node zcfg tsgl/43402c004f7b02be8e13deaab946bc13/